

計画の施策体系

基本目標

方 針

1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

- (1) 市職員における男女共同参画・女性活躍の推進
- (2) 事業者における男女共同参画・女性活躍の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進

2 学校園等における男女共同参画の推進

- (1) 学校園等における男女共同参画に関する教育
- (2) 教職員等への男女共同参画に関する研修や学習機会

3 ライフステージに応じて誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現

- (1) 自分らしく働き、活動し続けたい女性への支援
- (2) 仕事と育児・介護等の両立支援
- (3) ジェンダー不平等の解消に向けた相談と支援

※ 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。

当該推進計画に関連する取組は、基本目標1「あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進」及び基本目標3「ライフステージに応じて誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現」に盛り込みます。

※ 国が定める「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」を踏まえ、取組を進めます。

※ DV等の暴力の根絶については、DV対策基本計画において別に定めます。